

令和6年能登半島地震による被災者に対する警察関係手数料の免除について

<徳島県警察>

県警察では「令和6年能登半島地震」により被災した方に対する以下における許可事務等の手数料について免除することとします。

1 免除される手数料

(1) 道路交通法関係

自動車運転免許証の再交付(2,250円)

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法関係

ア 銃砲等所持許可証の書換(1,600円)

イ 銃砲等所持許可証の再交付(1,900円)

ウ 年少射撃資格の認定の申請に対する審査(9,600円)

エ 年少射撃資格認定証の書換(1,800円)

オ 年少射撃認定証の再交付(1,900円)



手数料免除

2 免除対象者

「令和6年能登半島地震」により被災された方

3 免除期間

特定非常災害発災日(令和6年1月1日)から令和6年6月30日までの期間

4 問い合わせ先

運転免許関係～運転免許課運転免許管理担当【088-699-0110】

銃砲関係～生活安全企画課許可事務指導担当【088-622-3101】